

仲裁法改正及びシンガポール条約への加盟に伴う法整備と実務対応——国際仲裁人・調停人の視点から

英国仲裁人協会上級仲裁人(F.C.I.Arb.)・認定講師(A.F.L.)
高取芳宏 Yoshihiro (Yoshi) Takatori

I 本稿の目的

2023年4月に仲裁法の一部を改正する法律（以下「改正仲裁法」という。）が成立、公布され、2023年10月には「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（通称「調停に関するシンガポール条約」）に日本として加盟、批准した。これに伴い、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（以下「条約実施法」という。）が、シンガポール条約が日本において効力を生ずる日から施行される。また、この動きに併せて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正ADR法」という。）も成立、公布され、日本における国際仲裁・調停実務は大きく動こうとしている。

本稿では、これら各改正法の実施や、条約の批准により、日本が絡む¹国際仲裁・調停の実務にどのような影響がもたらされ、どのようなポイントに実務上配慮が必要となるのか、あるいはどのような視座を持って実務を遂行すべきか等について、国際仲裁人及び調停人の立場から分析と考察を加える²。

II 仲裁法の改正点と影響

1 改正の視座

日本の仲裁法は、2003年に国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が1985年に策定したモデル法に準拠して整備されたが、2006年に改正されたモデル法（以下、改正後のモデル法を「改正モデル法」という。）に対応した規定が未整備であった。そのため、改正仲裁法は改正モデル法に対応した規律に改めるという方向性で検討され、以下のような点が改正された。

2 暫定保全措置についての改正点

暫定保全措置とは、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が当事者に対して一時的に一定の措置を講ずることを命ずる旨の命令を意味する。改正前仲裁法にはこの措置の規定自体は置かれていたが、仲裁廷がどのような場合にどのような内容の措置を発することができるかは不明確で、その判断は仲裁廷の裁量に委ねられていた。そこで、仲裁の当事者を含む関係者の予測可能性をより確保するため、改正モデル法の規律に従い、暫定保全措置の定義（類型）及び発令条件を明文化した。

1 日本が仲裁地となる場合だけでなく、日本企業ないし日本人が当事者となる国際紛争の解決、外国企業の資産が日本に所在する場合等、関連性を有するという意味で広い射程範囲を前提とする。

2 なお、本稿における仲裁法改正、条約に伴う国内法改正の内容の基本部分は、筆者と大橋創弁護士共著による「国際仲裁・調停の活性化に向けた法改正と対応ポイント」会社法務A2Z 196号（第一法規）に依拠する。